

第6回森林づくり条例検討委員会会議録

- | | |
|---------|---|
| (1) 日 時 | 平成23年6月3日(金) 14時～17時 |
| (2) 場 所 | 対馬市役所別館大会議室 |
| (3) 出席者 | 小嶋会長、佐藤委員、原嶋委員、大石委員、山口委員、松尾委員、梅野委員、
棧原委員、永留委員、小松委員、比田勝委員、細井委員、小島委員、
上原委員、長郷委員、松原委員(16名) |
| (4) 欠席者 | 西山委員、水崎委員、小宮委員(3名) |
| (5) 事務局 | 農林振興課【増田課長、舍利倉係長、八島係長、西川係長】 |

【会 議 次 第】

- (1) 開 会
- (2) 前回会議内容の確認
- (3) 森林法改正内容の説明
- (4) 条例案(全条)に係る協議及び意見交換
- (5) その他(今後のスケジュール等)
- (6) 閉 会

【検討会内容】

(1) 開会

会長挨拶により開会。
事務局より、資料確認及び欠席委員の報告。

(2) 前回会議内容の確認

第5回検討会の会議内容及びホームページ等による公表状況、内容について説明。条例たたき台(第10条から最終条までの大まかな修正事項の説明)
また、小中学生アンケート調査の内容及び回収状況等について報告。

(3) 森林法改正内容及び外国資本の説明

事務局及びA委員より説明

≪主な改正内容≫

- 新たに森林所有者になった際の届出義務
- 伐採の届出をしなかった者が行った伐採における市町村森林整備計画に適合しない場合、伐採の中止及び伐採後の造林命令
- 上記命令をした場合の都道府県及び市町村の代執行
- 保安林を無許可で伐採した際の罰則
- 森林所有者等が不明な場合の地方公共団体による間伐、保育の実施 等

○参考資料として平成22年1月から12月までの期間における外国資本による森林買収に関する調査結果(国土利用計画法に基づくもの)について紹介。

(4) 条例案(全条)に係る協議及び意見交換

これまで2回の協議を実施した条例案において修正箇所を中心に1ページずつ説明し、再度、1条ずつ協議した。

《委員発疑による修正箇所》

条項	意見及び修正内容
前文	“多様な動植物の快適な生活空間の確保”を“多様な動植物の快適な生息空間の確保”に修正。※生活だと人間を連想するため。
	わかりづらいため、“環境に配慮した循環型新エネルギー”を“再生可能な循環型新エネルギー”に修正。
	事務局提案により森・里・海が一体となったという部分を森・川・里・海に修正。(了承)
第1条	森林資源の有効活用と環境保全を森林保全と資源の有効活用に変更。(読みづらいため)
第2条	定義のなかに公共的団体を入れる。(後の条に出てくる公共的団体がどんな団体かわからない方が多数いると思われるため)
	森林の機能では、抑止までなので地球温暖化の防止を地球温暖化の抑止に修正。
第3条	3号の里環境、海環境を河川環境、里環境、海環境に変更。
第4条	公共的団体とは何かとの意見有り、商工会、農協等団体の定義有り。 ※第2条で定義付けする。
	5項の循環型新エネルギーを再生可能な新エネルギーに変更。
	6号において売却だけでなく、譲渡も含めるかどうか、また、条例文言としてふさわしくない字句があると思われるので再度事務局で検討することとなった。
第6条	基本理念にのっとりという部分は別途定める伐採ガイドラインにのっりにという表現の方が良い。
	ゲンカイツツジやヤマザクラの他にも対馬ならではの貴重な樹木であるケヤキやカヤなどについても配慮した方が良い。 ※事務局検討(有用広葉樹)
	森林事業者にも3号を追加して各種施策への協力事項を入れるべき。

条項	意見及び修正内容
第7条	4項の追加は了承
	自然景観を損なわないという表現についても検討すべき。 ※面的な空間の保全という部分を置きかえるか新たな項目にするかを事務局で検討。
第8条	表現がわかりづらいので、表現の順番等を事務局で検討。
	協力については、参加という表現に修正。
第10条	3号の“循環する森林整備”は削除。
	林道網の整備、拡充を図るという文言を入れて欲しい。 ⇒第10条は利用部分なので第9条若しくは第6条に入れる。 ※市というよりも事業者の責務と役割に入れることも含め事務局で検討。【林道は市、作業道は事業者という位置づけ】
	7号の国外を海外に修正。
	4号の森林施業プランナーは林業従事者に修正した方が良いのではないか。
第12条	“人的、財政的措置も含め”を削除。
第14条	“人的、財政的措置も含め”を削除。
第15条	“森林所有者、市民などの意見を反映することができるよう”を “広く意見を反映できるよう”に修正。
第17条	4号の環境関係者はもっと別の言い方が良いのではないか。 ※事務局検討（環境保全団体等）
第21条	何人もの次に森林法第〇〇条に定める者以外のとの文言が必要。 ※森林法の改正により県、市は入れるようになったため。

《その他条例全般に対する意見》

- 観光道路沿いだけでも切捨間伐後の景観をきれいにしたい。
- 切り捨て間伐による林地残材の有効活用についても検討(魚礁、木質チップ等)
- 国道沿いの伐採方法についても配慮すべき
⇒条例制定後の実施計画や別途策定する伐採マニュアルにより対応
- 一度、この委員会で観光道路沿いの状況(切り捨て間伐の状況)を見てもよいのではないか。
- ヤマネコを守るための森づくりと林業振興のための森づくりという2つのバランスを取るために共存共栄のための条例(検討の場)を設けていくことが重要。
- 公共施設への木材の利用についても検討すべき。

○第17条の森林づくり委員会と既存の2つの会議（林業推進協議会と入会林野活用促進対策協議会）の位置付けについて質問有り。

⇒林業推進協議会については、森林づくり委員会を発足した後、廃止の上程をしたい。入会林野活用促進対策協議会は専門性が高いので別委員会とする。

※入会林野の協議会については、これまで開催されていないので、メンバーを募り機能させる必要がある。

○森林を“もり”とルビをふって読ませることについては、わかりやすさだけなら単純に森でも良いのではないか。（今後検討）

（5）その他

- ・今後スケジュール及び取り組み事項、棧原委員より提供資料等についてについて説明。

以上により閉会

※次回（第7回検討会）は、7月15日（金）14時から開催予定